

公立陶生病院組合 公告

下記の工事について、制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）を実施するので、公立陶生病院組合契約規則第7条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年 1月 5日

公立陶生病院組合
管理者 瀬戸市長 増岡錦也

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 公立陶生病院 新東棟建設工事
- (2) 工 事 場 所 瀬戸市西追分町160番地
- (3) 工 期 契約締結の翌日から平成31年8月31日
- (4) 工 事 内 容

公立陶生病院 新東棟建設工事一式

新東棟 RC造（免震）地上10階建 約35,900㎡

渡り廊下の建設

電気設備工事、機械設備工事

既存棟（南棟）改修工事

既存棟（立体駐車場1・3、外来棟、中央棟、渡り廊下）解体工事

その他外構工事等

(5) 入 札 方 式

本工事は技術提案書を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価（簡易型）落札方式で行う。

(6) 予 定 価 格 等

予 定 価 格 非公表

最低制限価格 無し

2 制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 基本事項

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成27年1月1日時点において工事等競争入札参加資格者名簿（瀬戸市）に対象工事（建築一式工事）に係る業種が掲載されている者であって、入札参加資格申請をする本店又は営業所等を愛知県内に

設置している者であること。

- ウ 公告の日から入札日までの間において、公立陶生病院組合から指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による「建築一式工事」の特定建設業の認可を受けた者であること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- キ 本件工事の設計業務の受託者（㈱日本設計中部支社）又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない者。
- ク その他建設業法等の法令、規則等に違反していない者。

(2) 経営事項審査に関する事項

最新の経営事項審査の総合評点が建築一式1700点以上、電気1200点以上、管1200点以上であること。

(3) 同種工事の施工実績に関する事項

下記の2つの施工実績を有する者であること。

- ア 平成16年4月1日以降に完成又は引渡しが完了した工事に元請（単体又は共同企業体の代表者）として、病床数200床以上かつ延床面積10,000㎡以上の病院の施工実績があること（増築・改築・改修の場合は当該部分の床面積が10,000㎡以上であること）。
- イ 平成16年4月1日以降に完成又は引渡しが完了した工事に元請（単体又は共同企業体の代表者）として、延床面積5,000㎡以上の免震構造の建築物の新築工事の施工実績があること。

3 入札参加資格の確認等

入札参加を希望する者は、別に配布する制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認申請書」という。）を次のとおり持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、競争入札参加資格の適否については、平成27年1月20日（火）に資格確認申請者に対し、制限付き一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

(1) 資格確認申請書の配布期間

平成27年1月6日（火）から平成27年1月15日（木）まで（土

- 曜日、日曜日、及び祝日を除く)
- (2) 資格確認申請書の提出期間
平成27年1月6日(火)から平成27年1月15日(木)まで(土曜日、日曜日、及び祝日を除く)
 - (3) 時間
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)
 - (4) 提出部数
1部
 - (5) 提出場所
公立陶生病院 会計課
 - (6) その他
 - ア 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、返却しない。

4 設計書等の閲覧等について

設計書、設計図及び仕様書(以下「設計図書」という。)は次のように閲覧及び配布する。設計図書の配布については、記録媒体に記録したものを有償にて配布する。

- (1) 閲覧及び配布期間
平成27年1月6日(火)から平成27年1月15日(木)まで(土曜日、日曜日、及び祝日を除く)
- (2) 閲覧及び配布時間
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)
- (3) 閲覧及び配布場所
 - ア 受付場所
公立陶生病院 経営戦略室
 - イ 閲覧及び配布場所
公立陶生病院 経営戦略室

5 設計図書に関する質問

設計図書に対する質問及び回答は次により行う。なお、総合評価落札方式に関する質問は受け付けない。

- (1) 質問期限
平成27年1月22日(木) 午前10時まで
- (2) 提出方法及び場所
所定の様式により公立陶生病院経営戦略室へ持参により提出すること。

(3) 回答日等

平成27年1月29日（木） 午後4時までに回答をFAX等にて送付する。

6 現場説明会

現場説明会は行わない。

7 技術提案書等の提出

入札者は、別に配布する書式により技術提案書を作成し、次により提出すること。なお、提出期日までに提出しない場合は、入札参加を辞退したものとみなす。

(1) 提出期限

平成27年1月30日（金） 午前10時まで

(2) 提出方法及び場所

所定の様式により公立陶生病院経営戦略室へ持参により提出すること。

8 入札書及び工事費内訳書の提出方法等

入札書及び工事費内訳書の提出は、次により行う。

(1) 提出日時

平成27年2月13日（金） 午前10時

(2) 提出場所

公立陶生病院 南棟5階 第1会議室

その場で入札書の開札を行うが、総合評価落札方式を採用しているため、落札者の決定には入札日から数日を要することとなる。

(3) 工事費内訳書の内容等

ア 入札書と併せて提出すること。また、所定の様式を用いること。

イ 工事費内訳書は、百万円未満の端数整理以外の値引きは認められない。

ウ 工事費内訳書の合計金額は、入札書の金額と同額となること。

(4) その他

ア 入札に参加する者が1者の場合においても、原則として入札を執行するものとする。

イ 入札参加者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税抜き）を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、原則として1回とするが、改札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。

再度入札の回数は、1回する。

9 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、公立陶生病院組合契約規則第9条に基づき、その見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札日の前日までに納めなければならない。
- (2) 次に掲げる場合においては、公立陶生病院組合契約規則第12条により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
 - ア 入札に参加しようとする者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (3) 入札書の入札金額を訂正している入札
- (4) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (6) 記名押印のない入札
- (7) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (8) 工事費内訳書の提出がない入札
- (9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

11 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 本工事の総合評価落札方式は、以下の方法（加算方式）により各入札参加者の評価値を算出し、評価値が最も高いものを落札者とする。

$$[\text{評価値}] = [\text{技術評価点}] + [\text{価格評価点}]$$

技術評価点は、各入札参加者の技術提案書の提案内容を別紙「総合評価に関する評価項目と評価基準」により評価し算出した得点とし、最大30点を加算する。

価格評価点は、下記の数式による。ただし、数式の値が10を超えた場合は、10点とする。

$$[\text{価格評価点}] = (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / (A)$$

$$(A) = 1 \text{点あたりの金額 (事後公表)}$$

- (2) 評価値が最も高いものが2者以上あるときは、当該工事の入札業務、発注業務とは無関係の職員立会のうえで、くじ引きを行い、落札者を決定するものとする。
- (3) 再度入札を行っても予定価格の制限範囲内での落札者がいない場合は、評価値の最も高いものを第1優先交渉権者とする。
- (4) 評価値の最も高いものと契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、その者以外で評価値の最も高いものを落札者とする。
- (5) 本工事の総合評価に関する提案の履行確認は下記のとおり行う。
- ア 落札者の提案内容の履行を確保し、評価内容を担保するために、契約書に提案内容を記載するとともに、監督・検査により提案内容の履行確認を行う。
- ただし、技術提案のうち、加点されなかった項目で、提案を履行することが本工事の施工その他にとって不利益となる場合、提案を履行しないことを認める場合がある。
- イ 請負者の責による提案の不履行が認められた場合には、再度の施工等の是正を求める。是正が困難な場合には、契約金額の減額を行う。減額する金額は下記により算出する。

$$\text{減額する金額} = (A) \times (B)$$

$$(B) = [\text{契約時の技術評価点}] - [\text{不履行時の技術評価点}]$$

ただし、加点されなかった項目の提案に不履行が認められ、是正が困難な場合には、提案内容と施工内容等の状況により減額を算出するものとする。

(6) その他

ア 技術提案書の公表

技術提案書の公表については、落札者の提案内容に限り公表することが出来るものとする。

イ 参加に要する費用

技術提案書等の作成及び提出に関する費用は、すべて入札参加者の負担とする。

ウ 提出書類の取り扱い

技術提案書、その他入札参加者から提出された書類は返却しない。

エ 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（土日・祝日は含まな

い) 以内に、書面により、管理者に対して非落札理由についての説明を
求めることが出来る。

1 2 契約書作成の要否
必要とする。

1 3 契約保証金

(1) 落札者は、公立陶生病院組合契約規則第 3 3 条に基づき、契約金額の
1 0 0 分の 1 0 以上の金額の契約保証金を納めなければならない。

(2) 落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部
の納付を免除するものとする。

ア 契約の相手方が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする
履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方が過去 2 年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方
公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって
締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこと
となるおそれがないと認められるとき。

1 4 支払条件

(1) 前払金

無し。

(2) 部分払

有り（原則、年度ごとの出来高払いとする）。

1 5 その他

(1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、
公立陶生病院組合契約規則等の定めによるものとする。

(2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院
組合指名停止取扱要領に基づき、指名停止を行うことがある。

1 6 問い合わせ先

公立陶生病院組合 経営戦略室 担当：平塚、酒井

瀬戸市西迫分町 1 6 0 番地 電話 0 5 6 1 - 8 2 - 1 6 5 6（直通）

別紙「総合評価に関する評価項目と評価基準」

本工事の総合評価に関する技術評価点付与の考え方は、以下のとおりとする。

A (配点20点)

技術提案

評価項目	添付書類	評価基準	配点
①安全上配慮すべき項目と対策	当該工事に係る、安全対策・事故防止対策について記述する。	A.建築工事全般に対しての、安全対策・事故防止対策について具体的かつ優れた提案がなされているか。 B.設備工事全般に関しての、安全対策・事故防止対策について具体的かつ優れた提案がなされているか。 C.工事期間中の、敷地内の雨水排水対策について具体的かつ優れた提案がなされているか。	7点
②環境への配慮	工事による環境影響を最低限とするために留意すべき事項と対策を記述する。	A.建替工事全体に対して、騒音・振動・粉塵・臭気対策について具体的かつ優れた提案がなされているか。 B.解体対象建物等に関して、建替工事内での再利用について具体的かつ優れた提案がなされているか。	6点
③建替プログラムへの提案 (図面番号1004,1005の「建替手順図」を標準案とする)	建替プログラムに対し、敷地内の動線計画等についての改善提案を記述する。 ※工事の安全対策に関する提案は①に記載すること	A.工期全体を通じて、敷地内の車両及び歩行者の動線計画等について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 B.車両、歩行者動線の変更について、病院利用者への周知方法について、具体的かつ優れた提案がなされているか。 C.具体的な施工方法・施工手順・資機材等の活用による、工期短縮の提案がなされているか。	7点

- ・ 技術提案は、評価項目①及び②は A3 版用紙 1 枚以内とし、評価項目③については A3 版用紙 2 枚以内とする。いずれも、用紙の片面のみの使用とし、文字は 10.5 ポイント以上のサイズで資料作成するものとする (カラー可)。
- ・ 評価項目③における図面のサイズは標準案と同じ縮尺 (1/2000) の図面とす

る。

- ・ 施工金額の増額変更や確認申請等の変更申請を伴うような提案、関係機関との調整を前提とした提案、実現不可能な提案等、過大なコストや技術を要する提案は評価の対象としない。
- ・ 提案内容は具体的に書くものとし「～するよう努力する」等の抽象的な表現の提案は評価の対象としない。

B（配点4点）

入札参加者の元請（単体若しくは共同企業体の代表者）としての施工実績

評価項目	添付書類	評価基準	配点
病床数200床以上かつ床面積10,000㎡(※1)以上の病院の、新築・改築・増築・改修工事の施工実績(平成16年4月1日から技術提案書を提出するまでに完了)(※2)	施工実績を確認できるもの(コリンズ竣工時カルテ受領書の写し等)	2件以上	2点
		1件	1点
延床面積5,000㎡以上の免震構造の建築物の新築工事の施工実績(平成16年4月1日から技術提案書を提出するまでに完了)	施工実績を確認できるもの(コリンズ竣工時カルテ受領書の写し等)	2件以上	2点
		1件	1点

※1 新築・改築・増築・改修工事の当該部分の床面積とする。

※2 請負工事のうち、当該工事部分が部分完了しているものを含む（部分完了していることを証する書面の提出が必要）。

C（配点6点）

配置予定技術者の施工実績

(1) 監理技術者又は現場代理人に配置予定の技術者の病院施工実績

評価項目	添付書類	評価基準	配点
病床数200床以上かつ床面積2,000㎡(※3)以上の病院の、新築・改築・増築・改修工事の監理技術者又は現場代理人としての施工実績(平成16年4月1日から技術提案書を提出する前日までに完了)	施工実績を確認できるもの(コリンズ竣工時カルテ受領書の写し等)	2件以上	2点
		1件	1点
		実績のある技術者の配置予定なし	0点

※3 新築・改築・増築・改修工事の当該部分の床面積とする。

(2) 免震構造担当として配置予定の現場担当者の施工実績等 (※4)

評価項目	添付書類	評価基準	配点
延床面積5,000㎡以上の免震構造の建築物の工事の、免震部建築工事主担当としての施工実績(平成16年4月1日から技術提案書を提出する前日までに完了)	施工実績を確認できるもの(コリンズ竣工時カルテ受領書の写し等)	2件以上	1.5点
		1件	1点
		実績のある担当者の配置予定無し	0点
一般社団法人日本免震構造協会認定の免震部建築施工管理技術者登録の有無	免震部建築施工管理技術者登録証の写し	登録有り	0.5点
		登録無し	0点

※4 C(1)の監理技術者又は現場代理人の実績でもよい。ただし、ひとりの担当者の実績、登録の有無のみを対象とする。

(3) 設備工事担当として配置予定の現場担当者の施工実績

評価項目	添付書類	評価基準	配点
病床数200床以上かつ床面積2,000㎡(※5)以上の病院の、新築・改築・増築・改修工事の設備工事主担当者としての施工実績(平成16年4月1日から技術提案書を提出する前日までに完了)	施工実績を確認できるもの(コリンズ竣工時カルテ受領書の写し等)	2件以上	2点
		1件	1点
		実績のある担当者の配置予定無し	0点

※5 新築・改築・増築・改修工事の当該部分の床面積とする。

- ・(1)から(3)いずれも、本工事に配置する予定の技術者等の実績とする。
- ・技術提案の時点で配置予定技術者等を特定することができない場合は、候補とする全ての配置予定技術者等について様式に記入すること。複数の候補者が居る場合は、その評価は点数が最も低い候補者のものを採用する。